

第3回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

01、開催日時 令和4年7月4日(月) 午後1時25分～午後4時05分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 5番 中村 博之 委員 6番 小笠原 初男 委員

②第2 報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第 11号 農振法第13条の規定による変更承認について(除外)
議案第 12号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
議案第 13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について
議案第 14号 空き家に付随した特例農地の指定について
報告第 8号 農地等形状変更届出について

6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	田中 宏幸	主査	田中 莊子
局長補佐	峰松 正典	書記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	中村 博之	○	11	山口 和子	○
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
犬王袋・小舟津・世間・重ノ木・行成・執行分・井手分	森田 英男
西三河内・東三河内・中川内・早ノ瀬・大野・広平	野中 重人
中尾・上古枝・竹ノ木庭・平仁田	小池 了
母ヶ浦・西葉	中島 徳明

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻前ですけれどもお揃いですので、只今から第3回農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に点呼を取らせていただきます。(1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の出席を確認。)本日の出席委員は12名全員であります。次に議事録署名人の指名をします。5番中村委員と6番小笠原委員にお願いいたします。審議に入ります前に議事進行について4点程注意いたします。1点目。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関するのみを簡潔にお願いいたします。2点目。審議に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目。市役所内の敷地は決められた場所以外禁煙です。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、議長席の方へ軽く会釈をしてから退席してください。用が済んだら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございますので、提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関する議案があつて、これを審議・採決するときは特にこちらから指示は致しませんけれども、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しとか罰則を受ける場合がございますので、ご注意をお願い致します。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をお願い致します。では、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、皆さんこんにちは。台風4号が近づいて来ております。今年になってからは初めて影響がありそうな台風です。予測では風はあまり強くなくて、大雨を降らせそうだということで心配であります。田植えもようやく終わり、これからは暑いでミカンの消毒をされていると思います。今年は梅雨明けが早かったものですから、本当に暑い夏になりそうです。十分に熱中症に注意をしながら仕事をしていただきたいと思います。今日は初めてのことですが、監査委員の中村市議がお見えになっています。我々が本当に慎重審議をやっているかどうかを含めて確認するためにお見えになっているかと思いますが、我々が抱えている課題等も理解をしていただければ有難いとも思いますし、歓迎もしたいとも思います。</p>
	<p>農政面に話を移しますと減反もありますし、米の価格も上がらない訳ですが、先日鹿島市農業再生協議会の総会がありました。実は書面決議だったのですが、約4割の減反となっています。ミカンも心配するところですが夏が暑くて裏表が無くなってきていて、高温障害が出ているようです。ただ、玉ネギは他所の産地に託けてではないですが、北海道は収穫時期に水害が出ているようです。ですから値段的にはある程度維持をしながら移っていけるようです。</p>
会長	<p>後だって事務局からあるかと思いますが、8月22日の週に農地パトロールの現地確認を例年通りに実施したいと思っています。農地利用最適化推進委員の方には地図を配っていますので、(農業委員の方は)それぞれの地区で事前に調査を終えていただきたいと思っています。一週間の内、数日調査にご協力を賜りたいと思います。いずれにしましても市内には700町歩を超える荒廃園がございますので、いくらかでも減らしていくこととそれからもう一つは今年度冒頭から申しているように、優良な農地はしっかりと残していき、荒廃している所は山に戻すというサイクルを考えながら、やっていかなければいけないと思っています。多良岳土地改良区や森林組合との今後協議をしていきますが、その中で植林をしながら海にも貢献できるような体制を改めて作っていきたいと考えています。</p> <p>今日は農地転用に関係のある最適化推進委員の方にお見えていただいているので、後だって直接意見を聴きながらやって参りたいと思います。それから太陽光発電が依然として減っていないが、今日の議案にも太陽光発電装置への農地転用申請が出て</p>

います。当事者の●●●●●●を呼んでいますので、災害対策や雨水対策が本当にしつかりできているか、環境的にも上手くいっているかを聴きながら会議を進めて参りたいと思っています。

農協主催の集落座談会が能古見地区だけ始まっています。他の地区は開催されていないのですが、このような会議があれば皆さん協力も得ながら、農地の貸し借りや売買の問題、新規就農者の問題とかに我々も貢献できるように手配をしていきたいと思いますから、このことについても改めてご協力を願いしたいと思います。しっかりと今日も意見を賜りたいと存じますが、議事がスムーズにいくようご協力を賜ることを改めてお願ひして進行に移りたいと思います。

それでは早速でございますけれども、議案審議に移っていきたいと思います。今日は議案4件と報告2件でございますが、報告第7号が終りましてから、先程言いました●●●●●さんを呼んでおりますので、第11号議案と第12号議案の関連したところを先に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいという声あり。)

それではそのように進めて参ります。それでは報告第7号「農地法18条6項の規定による解約報告について」事務局から説明をお願いします。

事務局 総会議案・説明資料の1頁をご覧ください。報告第7号について説明いたします。記載のとおり今回は1件となっています。地目は田。1筆で面積は3,019平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためとなっています。なお、新しい借人の方が決まっておりまして、議案第13号の31番に上がっています。6月の総会で次回報告ができるとしていました分も29番と30番に上がってきます。以上で報告第7号の説明を終わります。

報告第7号について説明をさせました。皆さん方から何か質問や意見はございませんか。ありませんか。

(はいという声あり。)

解約でありますので大丈夫ではないかと思います。これで報告第7号については整理をさせていただきます。続いて議案第11号に移っていきたいと思います。議案第11号「農振地法第13条の規定による変更申請について(除外)」を議題とします。順番を入れ替えて先に8番と9番を先に審議します。農林水産課農政係からの説明をお願いします。

こんにちは。今回は鹿島市農業振興整備計画の内、農用地区域の変更の案件として農振法第13条の規定により農振除外の案件が9件、11筆ございますのでご説明いたします。説明に入る前に農振5要件について説明いたします。農振除外を受け付ける前に5要件を確認しています。県へ申請する際に5要件が必要となります。1号要件として現在の耕作状況、除外理由、転用に対する手続き状況と代替地の詳細が必要となります。2号要件として周辺の状況、周辺農地の耕作状況。3号要件として今後の農地の利用計画。4号要件として中山間地域・多面的機能直接支払の有無。5号要件として圃場整備・パイロット事業の有無となっています。それでは今回申請がされている太陽光発電設備について説明させていただきます。

番号の8ですが、議案書は3頁・位置図は7頁をお開きください。申請地は大字●●●●●番地と●●番地、地目は両方とも畠、面積は1,143平米と467平米、変更の目的は太陽光発電設備、場所は●●の付近になります。申請人及び所有者は●●●●さん。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長、生産組合長、担当農業委員からの同意がございます。農地区分は2種となっています。今回申請者からの委任状があり、本日お越しの●●さんに委任されております。周囲の状況ですが、北と西に農地、南に用悪水路、東に道路となっています。申請の理由としましては、当該地は耕作放棄地となっており、今後農地として活用する見込みがない状況です。そのような中、今回太陽光発電設備に必要な面積を除外するものになります。

	次に番号の9ですが、位置図はそのままです。申請地は大字●●●●●番地、地目は畠、面積は1,218平米となっています。変更の目的は太陽光発電設備、場所は8番と同様で●●の付近になります。申請人及び所有者は●●●●さん。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長、生産組合長、担当農業委員からの同意がございます。農地区分は2種農地です。この農地は多面的機能支払制度の対象地となっているため確約書の提出もございます。先程と同じく●●さんに委任されています。周囲の状況ですが、北に申請者所有の農地、西に道路、南に農地、東に用悪水路となっています。申請の理由としましては、当該地は耕作放棄地となっており、今後農地として活用する見込みがない状況です。そのような中、今回太陽光発電設備に必要な面積を除外するものになります。説明は以上です。
議長	それでは質疑に入りますが、参考人の●●●●●と委任されている●●さんに入つてもらいます。 (参考人、入室)
議長	総会前の現地調査のときに現地は草茫茫々でしたが、何か手が入りましたか。
農林水産課 農政係	その後7月1日に現地を確認したところ、草が払われていました。写真を撮っていますので回覧します。
議長	この前の現地調査のときに草の背丈が余りにも高過ぎて現地の形状が分からぬという声がありました。その後に刈り取られたということですので、ご了解をいただきたいと思います。 ジャパンシナジーシステムさんは市内だけでなく、隣の市町さんでも太陽光発電をされているようですが、中身等について心配な面もあるということで来ていただきました。審議に入りますが、まずもって担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は●●の南側に位置し、周囲を含めて耕作放棄地となっています。9番の●●番地の方はミカンの木が何本か残っています。草払いの管理くらいはされていますが、収穫はもちろん消毒もされていません。8番の方は何年も手が入っていない状況です。そのような状況ですので太陽光発電の話があつて、このままよりも活用した方が良いと決められたようです。
議長	以前はミカン園だと思いますが、再生は不可能でしょうか。
担当委員	本人にその気があれば再生できるかと思いますが、その気は無いと思います。
議長	所有者は高齢の方ですか。
事務局	8番の方は存じませんが、9番の所有者の方は高齢者で、●●での●●●●の放牧事業でも荒廃したミカン園を相談しています。
議長	それでは皆さんから質問や意見をお願いします。
担当委員	すみません。担当委員からの質問ですが、ここは20年間の賃貸借権が設定されています。その後の補償とかはあるのでしょうか。
参考人	19年目に地主さんの代が代わっているかもしれません、地主さんと話し合いをさせていただいて続けさせてもらえるのか、撤去を希望されるのかを協議することになります。
担当委員	継続する場合は地主からではなく、借りる側からお願いするということになりますよね。
参考人	そうですね。基本的には継続されるのが一番良いので、地主さんがもう一度農地に戻したいという希望があれば変わって来るかと思います。
担当委員	多分それは無いと思いますが、20年後に地主が継続しないと地主が判断した場合はどうなりますか。
参考人	地主さんの判断を尊重しますが、そのときは装置自体を撤去することになります。
担当委員	買取価格が安くなつて途中で採算が合わないので撤退ということはありませんか。
参考人	売電価格が良い所を探して、そこと契約するようになります。最悪の場合を想定して20年間の収支を計算しています。
議長	よろしいでしょうか。他にありませんか。
2番委員	20年後に地主が継続を希望されなかつた場合、装置を撤去するということは契約書に明

	記されていますか。
参考人	はい。そのことは契約書に謳われています。
議長	他の市町でもこのような賃貸借を設定されることはありますか。
参考人	はい。もちろんございます。
議長	他に質問等ありませんか。
担当委員	農地を雑種地に転用して太陽光発電装置を設置されるわけですが、契約満了で地主に返ってくる土地は雑種地になっていますよね。農地には戻っていませんよね。
参考人	農地には戻りません。農地に戻すかどうかは地主さんの判断になります。我々が農地に戻すことはありません。装置の撤去だけは行います。
議長	先の方の論議のところは我々でも分からぬ話として、その整理は置いておくとして、今は除外申請のことを論議する場になります。心配されるのは分かります。 私からお尋ねしますが、●●町の太陽光発電の農地転用申請が県の常設審議委員会に上がってきました。これが許可されませんでしたが、これはお宅の会社ではなかったですか。
参考人	そうです。
議長	それは整理がつきましたか。
参考人	計画を変更して、再度申請しています。
議長	今回の申請地は斜面になっている所もありますので、皆さんも心配されている災害対策についても地域の人達と話をされていると思いますが、その辺の管理をしっかりやっていただきたいと思います。他にありませんか。
5番委員	先程、会長から管理のことでありましたが、通常あのような斜面の場合の管理はどうされるのでしょうか。
参考人	年間のスケジュールとかは決まりはありませんが、大雨の後は全部の太陽光発電装置を見て回って、斜面が崩れているかどうかを確認します。そこで何かあった場合は対応ということになります。全ての施設は災害保険に加入しているので、保険会社が現場を確認してからの判断になります。
11番委員	●●●●さんは太陽光発電設備を土地の購入と借地でされていますが、事業期間の途中で土地の権利者が変わられたりしませんか。
参考人	太陽光発電所自体は別の方の所有になります。土地は弊社の所有にしますが、途中で変わることがあります。土地の管理は我々が行います。
議長	転売・転売というふうになることもあります。いずれにしても心配をしていることは災害が発生しないようにということです。この付近の●●地区には住宅地が広がりつつもあるし、市の施設があつたりもしていますので、皆さんの拠り所にもなっていますので、草莽々にならないように、また斜面ですから特に雨水排水には注意をしておいてください。ここに限らず、今後も出てくる可能性もあります。荒れているから太陽光発電へ転用じゃなく、よろしくお願ひします。
参考人	分かりました。 (参考人、退室)
議長	それでは採決します。8番に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	9番に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	8番と9番、以上2件は全員賛成により採決されましたので、農業委員会の意見を付して県へ進達されます。 次へ進みます。参考人の方に関係する案件を先に審議します。議案第12号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の8番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	番号8について説明します。位置図は戻って7頁をお開きください。土地の所在

	は大字●●字●●番地●でございます。登記地目は畠で現況地目は純山林になっています。登記面積は 1,170 平米です。譲受人は●●県●●市の●●さん 26 歳の方です。譲渡人は●●区の●●さん 64 歳の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。184 枚の太陽光発電パネル 502.46 平米と進入路ほかが 667.54 平米になっています。農地区分は 2 種農地です。周囲の状況ですが、東は道を挟んで畠、西は雑種地（太陽光発電装置）と畠、南は畠、北は道を挟んで畠となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件も有りとなっています。ここは 20 年間の賃貸借権が設定されています。説明は以上です。
議長	先程と同じ業者による太陽光発電です。担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	現地は斜面で●●川の方へ下がっています。申請地は耕作放棄地で周囲はミカン畠も少しはありますが、ほとんどは耕作放棄地であり、荒廃しています。除外のところでも言いましたが、このままにするよりも太陽光発電でも活用した方が良いと判断されての申請です。ご審議をお願いします。
	(参考人、入室)
議長	場所的には先程農振除外の審議をしました太陽光発電装置の隣になりますから、同じような所だとお考えください。皆さんから質問や意見はございませんか。
11番委員	この件は●●さんが太陽光発電設備を設置されて、投資家が決まっているので個人の名前が譲受人としてここに上がっているということでよろしいでしょうか。20年間の賃貸借の契約は●●さんとされるのですか。それとも個人とされるのですか。
参考人	●●の名前で(複数個所を)申請しますと経済産業省に太陽光発電装置が見なし高圧と判断されますので、名前を変えて申請をしています。ここに上がっている借受人は弊社のグループ企業の社員です。賃貸借の契約は地主さんと●●ではなく、個人の方になります。
議長	要するに許可基準があるので分散しているということですね。よろしいでしょうか。
11番委員	管理自体は●●さんがされるのですよね。
参考人	そうです。
議長	他に質問はありますか。
7番委員	土地を売買されるときは、投資家の方に所有権が移るのでしょうか。
参考人	そうなります。
11番委員	そのときの管理はどうなりますか。
参考人	我々●●が行います。
議長	確認ですが、備考欄に条件有りとなっていますが、条件は何ですか。
事務局	年に1回の除草作業を行うこと。周辺への影響がないよう排水対策を行うことの2点が地元から条件として出されています。
議長	地元というのは具体的にどうなっていますか。
事務局	●●区と生産組合の両方になっています。
	(参考人、退室)
議長	今後も太陽光発電設備は出てくると思いますので慎重審議を行っていきます。それでは採決します。8番について賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可相当として県へ送ります。 それでは戻って議案第11号「農振法第13条の規定による変更申請について(除外)」を議題とします。残り1番から7番の説明を農林水産課農政係からお願ひします。
農林水産課 農政係	議案書は2頁、位置図は1頁をご覧ください。番号の1ですが、申請地は大字●●●●●●番地、地目は田、面積は 1,389 平米のうち 500 平米です。変更の目的は一般住宅となっています。場所は●●●●付近になります。所有者は●●さん、申請人は●●さんとなっております。申請者が相続代表者として●●さんの子供さんからの委任状もござ

います。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意がございます。農地区分は1種、圃場整備の該当筆ですので確約書が提出されております。周囲の状況ですが、北側に道路、東側、南側に●●●さんご自身の農地、西側に用悪水路となっています。申請の理由としては、当該申請地は●●在住の●●●さんが一般住宅を建てられる予定となっております。また申請地は数年前から耕作されていない状況で、今後は●●さんが残りの889平米を農地として活用する予定です。そこで今回一般住宅に必要な面積を除外するものになります。

続いて番号の2です。位置図は2頁をお開きください。申請地は大字●●●●●番地で、地目は畠、面積は59平米、変更の目的は駐車場です。場所は祐徳バスの●●停留所付近になります。申請人及び所有者は●●●●さん、関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意があります。農地区分は1種、圃場整備・多面的機能支払制度の対象地となっておりますので、確約書の提出もございます。周囲の状況ですが、北側・東側・西側に道路、南側に用悪水路となっています。申請の理由としましては、以前から申請地近くに住む●●●●さんが申請者の許可を取り、駐車場として使っておりました。今後も農地として利用する見込みがない状況です。始末書の提出もございます。そこで今回駐車場に必要な面積を除外するものです。

続いて番号の3ですが、位置図は3頁をお開きください。申請地は●●●●●-●番地と●●-●番地です。地目は両方とも畠、面積は400平米と289平米です。変更の目的は植林で、場所は●●●●さん付近になります。申請人及び所有者は●●●●さんです。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意がございます。農地区分は2種です。周囲の状況ですが、北側・東側・南側に畠、西側に山林となっています。申請の理由として、現在耕作放棄地になっており、今後は農地としての利用が見込めない状況です。このような中、現況を活かし植林をするため、今回植林に必要な面積を除外するものです。

続いて番号の4ですが、位置図はそのままです。申請地は●●●●●-●番地、地目は畠、面積は255平米です。変更の目的は植林で、場所は先程の●●さんの畠の付近になります。申請人及び所有者は●●●●さんです。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意がございます。農地区分は2種です。周囲の状況ですが、北と南に畠、東に山林、西に道路となっています。申請の理由としましては、長年耕作されていない状況で、今後も農地として利用する見込みがない中、現況を活かして植林を行うため、今回必要な面積を除外するものです。

続いて番号5ですが、位置図は4頁をお開きください。申請地は大字●●●●●-●番地です。地目は畠、面積は953平米、変更の目的は植林で、場所は●●区になります。申請人及び所有者は●●●●さんです。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意がございます。農地区分は2種となっております。周囲の状況は、北に道路、南と東に申請者所有の農地、西に用悪水路となっています。申請の理由としましては、当該地はすでに植林されている状況です。始末書の提出もございます。そこで今回植林に必要な面積を除外するものでございます。

続いて番号6についてです。位置図は5頁をお開きください。申請地は大字●●●●●番地、地目は畠、面積は2,022平米のうち400平米です。変更の目的は一般住宅です。場所は●●の●●になります。申請人は所有者の●●●●さんです。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意もございます。農地区分は1種で、県営圃場整備事業の該当地でしたので、鹿島市土地改良区に意見依頼をして同意もございます。また、多面的機能支払交付金の対象地ですので、返還の確約書が出されています。周囲の状況ですが、南と東に道路、北に申請者所有の宅地、西に申請者所有の農地となっています。申請の理由についてですが、現在耕作はなされているものの、所有者のお孫さん夫婦の分家住宅建設のため、所有者同意のもと今回当該地を一般住宅として農用地から除外するものとなっています。

	<p>続いて番号の7になります。位置図は6頁をお開きください。申請地は大字●●●●●●●●●●●●番地です。地目は畠、面積は 146 平米、変更の目的は駐車場、場所は●●区の公民館の横になります。申請人は所有者の●●●●さんです。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員からの同意がございます。農地区分は2種となっております。また、多面的機能支払交付金の対象地ですので返還の確約書が出されています。周囲の状況ですが、南と東側に道路、北と西側に宅地となっています。申請の理由についてですが、現在耕作はされていません。所有者は高齢のため、今後農地として維持していくのが難しい状況です。そのような状況の中、公民館の駐車場が不足していることから申請者から区の方に寄付したいとの申し出があり、今回駐車場を計画されました。また近隣の土地で代替地を検討した結果、面積不足や公民館から離れている状況です。所有者同意のもと今回当該地を駐車場として農用地から除外するものとなっています。</p> <p>以上7件につきまして審議の程をよろしくお願ひします。</p>
議長	説明をさせましたので、それぞれ担当委員の意見を聴きながら進めたいと思います。1番について、●●委員から報告をお願いします。
5番委員 (担当委員)	<p>現地は●●●●●●●●から少し下った所になります。今は耕作されていない状況です。位置図で言いますと、市道から田面は 1.8 メートル位下がっています。申請地の西側の田んぼは田植えがされています。申請地の東側に民家があり、民家の南側の田んぼも田植えがされていますが、その西側の田んぼ数枚は草茫茫々の状況となっていて、その西側に荒打ちされた田んぼがある、その西側が●●の●●兼●●になっています。経過を若干説明致します。申請人は●●さんとなっていますが、私がお会いしたのは●●さんという方です。今年の冬に私の家に最初は5条の申請でサインと印鑑をもらいたいに訪ねて来られました。その後に農振除外で再度来られましたので、サインと押印をしています。場所が●●ということで最近家が国道沿いに建っていますので、その近くなので特に問題は無いだらうくらいにしか思っていました。しかし、これが問題であったと反省をしています。と言いますのは、6月21日の現地調査が当番ということで会長他の委員さん達と調査に当たりました。そのときに他の委員さんとも話して、ここは1種農地であり、他所から来られる方の住居が農振除外に該当するのかと思ったところです。その後、●●●●さん本人に会いに自宅を訪問しました。そのときに●●さんは農地を農地のままで譲ると言っているとお聞きしました。●●さんは●●さんが農業をされていて、農地を買う資格があるから譲ることにした。●●さんの息子さんが家をここに建てるということは聞いていないとおっしゃいました。ただ、どちらにしても農地でしか●●さんは譲るつもりはないとのことでした。私の方から●●さんは農振除外の手続きをしてから、農地転用という2段階の手続きを取りますが、申請地は圃場整備が済んでいる1種農地であるから、農地転用の5条申請をしても原則としては、難しいですよという話を、農振除外の申請を考え直してもらえないかと話しましたが、申請については全部●●君に任せとるからと言われました。●●さんの息子さんと●●さんが友達だそうです。それで農地を農地のままで譲ると●●さんがおっしゃっているので、●●さんの考えは農業をしてもらうことが前提なのだろうと思思います。●●さんは電話でしか話をていませんが、(家を建てる)場所がどうしてあそこになったのかを聞きました。あちこち探してみたが土地が狭かつたりして、●●小学校の近くでは申請地が一番良かったことと●●さんの息子さんと友達なのでと答えられました。私から造成の費用がかなり掛かるのではと話したら、正式にはお願ひをしていないが除外の許可が下りてから、正式な造成費用を出してもらうつもりと答えられました。今回問題があると思ったのは、実務的な手続きは全部(農地の所有者でない)●●さんがしており、本来の申請者である●●さんは申請書にサインと印を押しただけというところに温度差と言いますか、思いの違いがあるのではないかと感じたところです。以上です。</p>
議長	申請書には担当委員さんのサインがあるとのことですが、保留なり撤回ということで論議するということでおろしいでしょうか。担当委員からの説明・報告がありましたかが、何か皆さんから意見等はありませんか。

11番委員	昨年か一昨年に県で女性農業委員だけの農地転用について研修会がありました。第1種農地の転用については厳しい条件があったと記憶しています。今回500平米だけを除外して転用することは農家住宅でもないし、分家住宅でもないので許可基準には該当しないのではないかと考えます。
議長	●●地区は●●土地改良区が解散して、他の地区と違って土地改良区としての意見を審議する場が無くなっているところです。特例の許可基準に該当するというのは、どれになりますか。
事務局	1種農地の転用に関する許可基準の該当事項というのがあります。その中に住宅、その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものということがあります。この住宅が集落に接続して設置されれば該当しますし、県の方にも確認をしています。
議長	申請箇所は家から少し離れてあったのですが、周囲の住宅と接続していると言えるのでしょうか。
9番委員	質問です。こういう1種農地に家を建てることで事務局に相談に来られた場合、ここには建てられませんというような指導はしないのですか。申請があればしようがないで受理するのですか。
農林水産課 農政係	こちらとしましては申請の時点で転用の見込みがあるかどうかをまず確認します。転用の見込みがあった上で先程説明した5要件が県の基準になっているので、5要件を満たしていれば受付をします。
9番委員	だから1種農地には、簡単に家は建てられないというような指導的な言い方はしないのですか。優良農地の大変さについて伝えなればいけないのでしょうか。
農林水産課 農政係	転用の申請をする場合、基本的には目的を持って相談に来られますので、そのような相談には乘りますし、どうすれば出来るかのアドバイスはします。どうしても出来ない所、当然無理な所については、9番委員が言われるような指導をしています。先程あった集落接続要件がありますので1種農地であったとしても、これに該当するのであれば受付をして総会に諮ることにしています。当然営農する上で支障がある場合とか、その他の状況があろうかと思いますので、そのような場合は受け付けることはありません。基本的には集落接続に該当すれば、家は建てることが出来ますので、受付の時点で建てることは出来ませんとは言えません。
議長	9番委員が言われているのは、そういうことではなくて経費をかけて圃場整備をして、農用地に指定して1種農地に区域割をしている訳だから、住宅は2種・3種農地に誘導をすべきではないかということではないかと思います。受付をされたら農業委員会もノーとは言いにくいところです。これまで農家住宅で農振除外と農地転用の申請がされたのが、実際建ったのは一般住宅だったという事例もあります。農業委員会の審議でも本当に大丈夫なのか心配をしていました。このようなこともあって受付はもう少し慎重にもらいたいと思います。農用地として活用するという話はなかったのでしょうか。極端なことを言えば、●●さんが農家だったら農地として購入した上で、その後で農家住宅を建てるという話であればいいのかなと思います。難しいというか、1種農地は入口論で毎回悩むところです。
5番委員 (担当委員)	●●さんと話した中では、田んぼをそのまま田んぼとして引き受けもらって、農地として活用してもらいたいという考え方をお聞きしました。
議長	●●さんが申請に来られたのですか。
農林水産課 農政係	●●さんの承諾を得て、●●さんが申請に来られました。
議長	所有者である●●さんが窓口に来られたのではないですね。委任状は出ていますか。
農林水産課 農政係	委任状はありません。
議長	整理をしないと先に進まないのではないかと心配します。要らんお世話かもしれません。担当委員からは盛土を1.8メートルするのに多大な造成費用がかかると報告されていますので、本当に実行されるのかどうか懸念が生じます。先に進めたら誰もが始末の悪いことになる

	と思いますので、ここでもう一回再確認をして、この議案は進めた方が良いと思いますが、いかがでしょうか。
6番委員	所有者は田んぼとして●●さんにやりますと言っているのに、そこに家を建てますとなつていることが可笑しいのではないですか。ちゃんと話が出来ていません。
議長	分かりました。再確認をさせます。原則論の話をしないといけませんが、1種農地を選んでというのは精査をすべきと思います。それでは預かりにさせてもらってよろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 1番については整理して、また提案させていただきます。 2番の現地調査報告をお願いします。
4番委員 (担当委員)	申請地は●●区で以前●●工場がありましたがその近くです。この件について、私の方から大変申し上げにくいことですが、現地を確認しましたところ既に駐車場として利用されています。バラスを敷いて車が停められていました。先程、農林水産課の方から説明があったように多面的機能支払制度の対象地ということで確約書の提出がされています。それと追認となっています。始末書も出されていますので、ご審議の程、何卒よろしくお願ひ致します。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	この件につきましては、前任の最適化推進委員の●●さんからの引継ぎになっています。農地利用状況調査をされて数年前から報告を受けていました。所有者に対し手続きを取つてもらうように指導を行った結果、今後農振除外の手続き後に農地転用をしてもらうようになっています。
農林水産課 農政係	(始末書の読み上げ)
議長	無届での駐車場ということではありますけれども、現地を観た限りでは長年に渡って使われているなどと思いましたし、面積的にも車が1台か2台ようやく停められるくらいの広さだったと認識しています。前任の最適化推進委員の方からの指摘事項の整理をさせていただきたいと思います。皆さんから何かござりますか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。2番について賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理いたします。 3番と4番について、担当委員の現地調査報告をお願いします。
9番委員 (担当委員)	場所は●●工場団地の下手にある●●●付近で、市道を挟んで東側になります。元々は果樹園だったと記憶しています。現在は雑木林となって、イノシシの住み家となっています。●●●が相談して申請者の●●さんと●●さんから購入して、植林したいのです。今よりも良くなることならそうしてくださいと署名・押印をしたところです。
議長	説明があったように以前はミカン園だったところですが、荒れて元に戻るような状況でもありませんし、耕作をするにしても道が無いような所でした。皆さんから質問・意見はございませんか。
2番委員	植林は何を植えられるのですか。
農林水産課 農政係	計画書に記載されているはスギとヒノキになっています。
議長	他にございませんか。
6番委員	植林した後の結果の報告とかされるのでしょうか。
議長	基本的には植林に限らず、確認はしています。
事務局	今は農振除外の手続きですが、この後農地転用の手続きが取られます。植林の場合は転用された後、3年経つて樹が育っていることを確認した後に地目変更の手続きをしてもらうようお願いをしています。
議長	よろしいでしょうか。他にござりますか。無いようですので採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議長	4番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により3番と4番は処理させていただきます。 5番について、担当委員の現地調査報告をお願いします。
2番委員 (担当委員)	現地の確認はもう大分前であります。確かに3筆植林するため、農振除外から手続きを取られました。隣接の2筆は手続きが進んでいますが、ここは隣接地の同意が取れなくて手続きを断念されていました。今回隣接の同意が取れて先に進められたようになったとのことです。よろしくお願ひします。
議長	始末書を読み上げてください。
農林水産課 農政係	(始末書の読み上げ)
議長	隣接した2筆分は既に植林の許可を取られています。今回は以前隣接地の同意が取れていなかつた分が取れたので、改めて申請されているとのことです。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理いたします。 続いて6番に進みます。6番は私が担当ですので現地調査報告します。農政係の担当から説明がありましたように、●●さんの畠となってますが、その敷地内に農業後継者のための、孫ですが、その方の住宅を建てたいということです。まあ分家的な考えであります。お手許の資料にありますように、土井さんの入口の南側に建てる計画です。現在ここは苗床として利用されています。1筆の畠が2,022平米あって、そのうちの400平米を分筆されますが、申請地の西側に1,600平米以上残りますので畠としてはまだ十分利用ができる状況です。質問や意見はございませんか。特段なければ採決しますが、よろしいでしょうか。それでは採決します。6番について賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理いたします。 7番について、担当委員の現地調査報告をお願いします。
1番委員 (担当委員)	この件は●●公民館の駐車場を増設するという計画です。●●区は駐車場が足りていなかったため、公民館の北側に求められ、隣接した東側のグランドゴルフ場も駐車スペースに利用されていましたが、グランドゴルフ場を使うのには少し無理があったようなので、以前から近くに駐車場を作りたいという考えをお持ちでした。少し前に●●区長が尋ねて来られて、説明を受け署名と印鑑を押しました。ただ、現場の確認を忘れていました。すみません。現地は確認していませんが、所有者の●●さんはご主人を亡くされて、高齢なので耕作を続けるのは無理だろうと思います。
議長	皆さんから質問・意見はございませんか。無いようですので採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理いたします。議案第11号の2番から7番については農業委員会の意見を付して県へ進達されます。 ここで5分程トイレ休憩します。
	(15時03分～15時10分 休憩)
議長	それでは再開します。議案第12号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番の説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料の4頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の8頁と本日の資料5頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●

	番地●でございます。登記地目は畠で、現況地目は普通住宅となっています。登記面積は123平米です。隣接地の宅地116.06平米を同時利用されます。譲受人は●●区の●●●●さん44歳の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん66歳の方です。お二人な関係は実の親子です。転用の目的は一般住宅となっていまして、概要は居宅1棟89.43平米、3台分の駐車場37.50平米と通路その他が112.13平米となっています。農地区分は3種農地で、周囲の状況ですが、東は田、西と南は宅地、北は道路（市道）となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。ここは公共下水道区域です。説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	では、ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
10番委員 (担当委員)	場所的には●●公民館の西側になります。公民館があつて、田んぼがあつて、申請地となっています。申請地の畠に小屋を建てていたということで、先程読まれた始末書を出されています。今はその小屋は取り壊されています。この前、●●推進委員と現地を確認しました。申請地の東側に田んぼがありますが、田植えがされていました。水関係については●●さんの家の前に水路があつて流れっていました。ここから水が入るようになっています。用排水については問題ありません。以上です。
議長	担当の最適化推進委員さんから何か補足等はありませんか。
担当 推進委員	いいえ。ありません。
議長	皆さん方から質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により許可相当として県へ送付します。 2番の説明を求めます。
事務局	番号2について説明します。位置図9頁と本日の資料6頁をお開きください。土地の所在は●●字●●●●番地でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は502平米です。譲受人は株式会社●●●●の代表取締役●●●●さんです。譲渡人は●●の●●●●さん68歳の方です。転用の目的は露天駐車場です。概要は16台分の駐車場200.00平米と通路その他が302.00平米となっています。農地区分は3種農地で、周囲の状況は東と西は田で、西側は荒廃農地です。南と北は宅地となっています。南側は既に●●●●の駐車場であり、そちらから出入りされる計画となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。番号2の説明は以上です。
議長	では、担当委員の現地調査報告をお願いします。
9番委員 (担当委員)	今説明の中であったように●●●●の●●部の社員さんの駐車場が足りないことから、●●の東側の田んぼを利用したいとのことです。以上です。
議長	●●●●さんが研修施設を建てるので、駐車場不足することになるので欲しいという申請ですが、皆さんから何かございますか。よろしいでしょうか。無いようですので採決します。2番について賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理させていただきます。 3番の説明を求めます。
事務局	番号3について説明致します。位置図は10頁と本日の資料は7頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番地●でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は182平米です。隣接地の宅地72.72平米を同時利用さ

	れます。譲受人は●●区の●●●●さん 45歳の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん外1名(●●●●さん)です。転用の目的は一般住宅です。居宅1棟 78.25 平米と2台分の駐車場 25 平米、通路その他が 151.47 平米になっています。農地区分は3種農地で、周囲の状況ですが、東・西・南は宅地、北は里道を挟んで宅地になっています。南側に転用済と記載されていますが、令和2年10月に農地転用が今回の譲渡人2人から申請され、既に宅地化されています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。ここは公共下水道区域となっています。説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
7番委員 (担当委員)	ここは位置図に名前が残っていますが、●●●●さんの家がありました。その宅地跡を分譲宅地みたいにして既に3区画売却されています。そのうち2区画には家が建っています。●●さんは農家でしたので、今回所有されていた畠に宅地の残地を合せて一般住宅地として転用される計画です。もう周囲は宅地化され農地がありませんので、このことによる影響はないと考えます。
議長	今担当委員から説明があった通りですが、皆さんから質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、処理させていただきます。 次に進みます。4番の説明をお願いします。
事務局	番号4について説明致します。位置図は11頁と本日の資料8頁をご覧ください。土地の所在ですが大字●●字●●●●番地でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は316 平米です。譲受人は●●区の●●●●さん 60歳の方です。譲渡人は同じく●●区の●●●●さん 67歳の方です。転用の目的は露天駐車場です。7台分の駐車場 196 平米と進入路が 120 平米になっています。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東は水路を挟んで雑種地、西は宅地と畠、南は宅地、北は畠となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。ここは公共下水道区域となっています。位置図11頁をご覧ください。申請地の南側が最近宅地に転用されました。譲受人は●●さんでした。この方は今回の譲受人の●●さんの会社の役員だそうです。今回の駐車場の計画は会社の車両の駐車場としての計画となっています。番号4の説明は以上です。
議長	では担当委員の現地調査報告をお願いします。
7番委員 (担当委員)	ここは畠となっていますが、ここに通じている道はありません。先程、事務局の説明があつたように●●さんの会社の関係者の宅地を通ることで工事車両等を停める駐車場にする計画となっています。以上です。
議長	皆さんから質問等はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。4番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理いたします。 5番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号5について説明致します。総会議案・説明資料の5頁と位置図は12頁をお開きください。本日の資料は9頁となります。土地の所在は大字●●字●●●●番地、●●番地、●●番地●の3筆でございます。登記地目・現況地目3筆共に田となっています。登記面積はそれぞれ 274 平米、253 平米、220 平米で合計 747 平米です。譲受人は●●区の●●●●さん 38歳の方です。譲渡人は同じく●●区の●●●●さん

	72歳の方です。転用の目的は露天駐車場と倉庫です。8台分の駐車場 144 平米と倉庫3棟 25.60 平米、進入路が 577.40 平米になっています。農地区分は2種農地です。●●番と●●番の間には里道と公有水面が入っています。周囲の状況ですが、東は宅地と田、西は里道を挟んで宅地と田、南は田と宅地、北は里道と水路を挟んで宅地と田になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。都市建設課へ水路形状変更承認申請、水路の占用許可申請、里道形状変更承認申請、里道の占用許可申請が出されております。番号5の説明は以上です。
議長	ここで担当委員の調査報告をお願いします。
7番委員 (担当委員)	ここは●●●●の自宅に隣接している所です。●●●●の自宅の周りは木製の目隠しの高いフェンスを設置されていますが、その高さに負けない位の雑草が茂っています。もう何年も耕作されていません。申請地の周りにも水田が残っていますが、こちらは辛うじて管理はされていますが耕作はされていません。今回の申請はこんなに駐車場が必要なのかと思いますが、このままにされるよりも活用してもらった方が良いと考えます。以上です。
議長	説明がありましたように現場を觀ますと耕作するには不都合な具合になりつつある状況です。住宅地としてもある程度許可せざるを得ないのかなと感じがしています。皆さんから何か質問・意見はございませんか。
2番委員	ここで坪単価はどれくらいでしょうか。
事務局	反当り●●●●千円ですので、坪当たり●●万円程度です。
議長	よろしいでしょうか。他にありませんか。無いようですので採決します。5番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員によりまして、許可相当として取り扱います。 では6番の説明をお願いします。
事務局	番号6について説明します。位置図は13頁と本日の資料は10頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番地●、●●番地●、●●番地、●●番地、●●番地●、●●番地●の6筆でございます。登記地目は●●-●が畠で残り5筆は田です。現況地目は●●-●がその他雜種地ですが、残り5筆は田となっています。登記面積はそれぞれ 160 平米、887 平米、162 平米、767 平米、553 平米、146 平米で合計 2,675 平米です。譲受人は●●町の株式会社●●の代表取締役 ●●●●さんです。譲渡人は●●区の●●●●さん 70 歳の方です。転用の目的は特定建築売買予定地です。その概要ですが 10 棟の居宅地 2,254.22 平米と進入路が 420.78 平米になっています。●●-●の東側に里道があり払下げの申請がされています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は公衆用道路と田ですが、田は昭和61年に農地転用されていて、現況地目は宅地になっています。西と南は里道と水路が並列で走っており、●●-●と●●-●の北側は水路、●●-●の北側は里道になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。都市建設課へ道路法 24 条工事施工承認申請、里道用途廃止及び売払申請、公有水面占用許可申請、水路の使用の承諾申請が出されています。説明は以上です。
議長	ここで担当委員の調査報告をお願いします。
7番委員 (担当委員)	6筆ありますが所有者は1人です。周囲は宅地化されています。申請地の一部は耕作を依頼されていましたが、今のうちに処分しておきたいという意向で売られるようです。報告は以上です。
議長	もう周辺には田畠はありませんでしたよね。
7番委員 (担当委員)	申請地の周りにはありませんが、申請地北側に30メートル位離れて1枚田んぼがあります。
議長	説明がありました。皆さんから何か質問はありませんか。

9番委員	特定建築売買予定地とは何でしょうか。
事務局	家を建てた上で売買されるということです。3種農地は分譲地として売買できますが、1種・2種農地には家を建ててしか許可されません。転用の条件が家を建てた上でということになります。
議長	譲受人の方は不動産業の免許を持っておられますよね。
事務局	はい。持っておられます。
議長	ここは坪単価いくらですか。
事務局	反当り●●●●千円ですので、坪当たり●●千円位です。
議長	他にありませんか。無いようですので採決します。
	(2番委員、退室)
議長	6番に賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員です。許可相当として処理いたします。
	(2番委員、入室)
議長	7番の説明をお願いします。
事務局	番号7について説明致します。総会議案説明資料は6頁をご覧ください。位置図は14頁と本日の資料は11頁をご覧ください。ここからは所有権の移転ではなく、賃貸借権が設定されています。土地の所在は●●字●●●●番地●でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は169平米です。借受人は●●区です。貸出人は●●区の●●●●さん70歳の方です。転用の目的は防火水槽です。有蓋の鉄筋コンクリートで防火水槽24.48平米が作られ、周囲には作業スペースその他144.52平米が設けられます。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は水路を挟んで畠、西は水路を挟んで市道、南と北は田になっていますが、遊休農地です。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。ここは5年間の賃貸借権が設定されています。説明は以上です。
議長	ここで担当委員の調査報告をお願いします。
9番委員 (担当委員)	場所は●●区の●●といいまして●●の横の市道を登った所になります。●●●●先生の家の近くです。ここから700メートル程登れば堤がありますが、この周辺には防火水槽がありません。●●●●が自分の畠を提供されますので、そこに防火水槽を作ることになりました。ご審議をよろしくお願いします。以上です。
議長	皆さんから質問や意見はございませんか。ありませんか。無いようですので採決します。7番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可相当として処理いたします。
	9番の説明を求めます。
事務局	番号9について説明します。位置図はと本日の資料は14頁をご覧ください。土地の所在は●●字●●●●番地の一部でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は617平米の内330平米です。借受人は●●町●●の株式会社●●●●の代表取締役●●●●さんです。貸出人は●●区の●●●●さんの相続人代表●●●●さんです。申請地の西側では県営事業で急傾斜対策工事が行われます。転用の目的は県営工事のための現場事務所と資材置場です。その概要は事務所1棟25平米、3台分の駐車場65平米、表土仮置き場36平米、資材置場196平米、倉庫・トイレ等が8平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は道路(市道)、西は山林、南と北は宅地になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件もありとなっています。その条件は復元の確約でございます。ここは来年2月までの賃貸借権が設定されています。番号9の説明は以上です。

議長	ここで担当委員の調査報告をお願いします。
9番委員 (担当委員)	事務局の説明であった通り急傾斜対策工事の現場事務所と資材置場が必要だということでの申請です。位置図を観てください。中央が三差路になっています。●●●●と書いてあります、ここが●●●●です。この1軒上が貸出人の自宅で、そこに隣接した畠を工事期間中借りたいということですので、よろしくお願ひ致します。
議長	この件は自ら申請に来られたのですか。
事務局	工事の請負人の方がどのような手続きをすれば良いか相談に来られましたので、一時転用の申請をしてくださいとお願ひをしました。
議長	質問や意見はございませんか。ありませんか。無いようですので採決します。9番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可相当として取り扱います。 議案第13号に進みます。「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。この案件は一括して審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	次に議案第13号について説明致します。総会議案・説明資料は7頁から13頁までとなります。この案件につきましては1議案で31件でございます。9頁の15番から13頁の31番までの17件については農地中間管理機構との貸借となる案件です。また、8頁の14番はあっせんの案件です。この総会後に所有権が売り手から公社の方に移ります。その時期は備考欄のとおりです。利用権設定されている案件が1番から13番までの13件です。新規7件。再設定(更新)は6件となっています。利用権を設定している13件のうち、使用貸借権の設定は2件で、賃貸借権の設定は11件です。賃貸借権11件のうち、現金扱いが3件で、物納扱いが8件となっています。契約期間については、10年が7件、5年が3件、3年が3件となっています。使用貸借権が設定されているのは6番と9番ですが、2件共に更新となっています。農地中間管理機構との貸借は17件で、契約期間は9年3ヶ月が2件、5年が12件、3年5ヶ月が1件、3年が2件となっています。設定する権利は賃貸借権の設定が15件、使用貸借権の設定が2件です。賃貸借権15件の内、金銭が12件、物納が3件となっています。使用貸借の2件は更新の案件です。説明は以上です。
議長	12番と13番の賃料はこんなものでしょうか。
5番委員	圃場が狭いので標準よりも少し安くなっています。
議長	質問・意見はございませんか。無いようですので採決したいと思います。議案第13号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により議案第13号は決定することに致します。 議案第14号「空き家に付随した特例農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局	総会議案・説明資料の14頁をご覧ください。位置図につきましては16頁を併せてご覧ください。申請地が2筆ありますので、それぞれについて説明します。1筆目は土地の所在が大字●●字●●●番●でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は176平米です。申請人は●●区の●●●さんです。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は自身の宅地、西は自身の宅地と山林、南は宅地、北は自身の宅地になっています。担当委員による審査確認書では農地と空き家の距離は適当。また、農地の遊休区分は遊休農地となっています。維持管理は行われているようです。
	もう1筆について説明します。土地の所在は大字●●字●●●番地でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は169平米です。申請人は同じく●●区の●●●さんです。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は自身の宅地、西は山林と畠(荒廃農地)、南は山林、北は道路と河川になっています。担当委員による審査確認書では農地と空き家の距離は適当。また、農地の遊休区分は遊休農地となっていますが、雑木が発生していて荒廃農地となっているようです。説明は以上です。
議長	担当委員から何かありますか。
4番委員 (担当委員)	事務局から説明があつた通り両方共に作付が無い遊休農地です。●●-●は空き家の南側に隣接しており、草払い等の管理はされていますので、利用は可能だと判断しています。問題はもう1筆の●●番は空き家から見上げる所にあって、斜面になっています。人の背丈位の草は生い茂っていますが、雑木が生えている状況ではありません。再生するには苦労されるかもしれません、柿や栗などの実のなる樹を植えて樹園地としての利用は可能ではないかと思っています。以上です。ご審議よろしくお願ひします。
議長	耕作できなくても管理をしてもらえば認めるでもいいのですか。
事務局	この後3条での購入となれば、耕作してもらう必要があります。
議長	皆さんから質問等はありませんか。
7番委員	申請人方は●●の息子ですか。
事務局	同姓同名ですが違う方です。
議長	他にありませんか。無いようですので採決します。空き家に付随した特例農地として字●●●●-●が適当だと賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	●●に賛成される方の挙手を認めます。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員ですので、両筆共に指定することに致します。報告第8号「農地等形状変更届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	報告第8号について説明いたします。総会議案資料の15頁をご覧ください。位置図は17頁も併せてご覧ください。土地の所在は●●字●●●番●でございます。地目は田で、面積は8.48平米でございます。届出人は所有者の●●●●さんで●●区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、申請地は県道の拡幅工事の残地です。隣地の宅地開発により凹地となって、耕作がなお一層困難となつたので、嵩上げをして観賞用の花を作りたいとのことです。景観作物になるのではないかと思います。周囲の状況ですが、東は道を挟んで宅地分譲地、西は県道、南は里道、北は宅地となっています。申請地は用途区域となつていて、これまで耕作されていませんでした。地元協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	これは例の●●の宅地分譲地の横のことです、●●委員の担当区域です。ここまで宅地分譲の中に組み込んでもらえた良かつたのですが、残ってしまいました。有効利用するため形状変更したいということです。質問や意見は無いでしょうか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。)

	それでは採決します。報告第8号の形状変更届に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。全員賛成として扱います。 以上を持ちまして、本日提出された議案審議を終わります。
	(午後4時05分終了)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和4年 7月 4日

鹿島市農業委員会

会長

印

5番委員

印

6番委員

印

事務局長

印